

令和3年第11回八街市教育委員会定例会議事日程

令和 3年11月18日(木)

午後 1時30分 団体研修室

定例会

第1 教育長開会宣言

第2 議事録署名人の指定

第3 教育長報告

第4 議 題

(1) 前回議事録の承認について

(2) 議決事項

議案第1号 令和3年度八街市一般会計教育費予算の補正について

(3) 報告事項

第1号報告 八街市学校給食用物資納入業者登録要綱について

第5 その他

(1) 各課等からの伝達事項

# 八街市教育委員会議事録

令和3年第11回定例会

期 日 令和3年11月18日(木)

開会 午後 1時21分

閉会 午後 2時13分

場 所 団体研修室

教育長及び	教 育 長	加曾利 佳 信
出席委員	教育長職務代理者	山 田 良 子
	委 員	並 木 光 男
	委 員	吉 田 昌 弘
	委 員	橋 爪 通 代

出席職員	教 育 次 長	関 貴美代
	教 育 総 務 課 長	井 口 安 弘
	学校教育課課主幹	本 間 照 美
	社会教育課長兼中央公民館長兼郷土資料館長	小 川 正 一
	スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長	秋 葉 忠 久
	図 書 館 長	森 政 幸
	学校給食センター所長	川 津 和 久
	教育総務課副主幹(事務局)	塚 本 廣

## 1. 教育長開会宣言

○教育長

ただいまから、令和3年第11回八街市教育委員会定例会議を開会します。

本日の出席委員は全員です。

定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

## 2. 議事録署名人の指定

○教育長

議事録署名人に並木委員と吉田委員を指定します。

○教育長

本日の会議資料について、教育総務課長から説明があります。

○教育総務課長

事務局から、本日追加で配布させていただいた資料等についてご説明いたします。

1点目は、議案第1号、令和3年度八街市一般会計教育費予算の補正についての別紙資料として、令和3年度一般会計12月補正予算9款教育費人件費補正の概要というA4の1枚ものを皆様のお手元に配付させていただきました。

2点目は、定例会資料の3ページ、第1号報告、八街市学校給食用物資納入業者登録要綱の告示についての差し替えについてです。

この報告事項について、一部を修正したので、その差し替え分を皆様のお手元に配付させていただきました。

以上2点について、配付漏れはないでしょうか。

配付漏れがないようですので、事務局からは以上です。

### 3. 教育長報告

○教育長

教育長報告を関教育次長よりお願いします。

○教育次長

令和3年10月13日から11月17日まで、教育長が出席しました主な行事についてご報告いたします。

10月15日、特別会議室にて、里見紗李奈選手表彰に出席いたしました。

里見選手は、東京2020パラリンピック、バドミントン女子シングルス及びダブルスの両方で、金メダルを獲得しました。その功績と栄誉をたたえ、八街市スポーツ栄誉賞を授与いたしました。

10月16日、八街中央中学校にて、高校進路説明会「未来への扉を開こう」に参加いたしました。当日の参加校は16校で、学校関係者を含め、60名の参加がありました。

10月19日、佐倉市岩名運動公園にて、印旛郡市中学校駅伝競走大会を激励されました。参加校は男子34校、女子27校で、八街中央中学校男子チームが9位になりました。

11月2日、八街南中学校・二州小学校にて、教育センター指定公開研究会に出席いたしました。南中では、生徒のSDGsの取り組みを、二州小では、

グローバル社会に対応した児童の育成についてそれぞれ授業を行いました。市内の管理職の先生方も参加され、北総教育事務所の指導主事からご指導いただきました。また、二州小では、JICA シニアボランティアの会の三輪達雄氏の記念講演が行われました。

11月14日、図書館にて、ジュニア司書認定式に出席いたしました。令和3年度ジュニア司書に5名、ジュニア司書マイスターに6名、合計11名が認定されました。

そのほかの行事につきましては、書面をもって報告させていただきます。

#### 【質疑応答】

○教育長

ただいまの報告に対し、ご質問等ありましたらお願いします。

<質疑なし>

#### 4. 議題

(1) 前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りいたします。

10月12日に開催しました第10回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしてありますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認めますので、当該議事録を承認いたします。

(2) 議決事項

○教育長

続いて、議決事項を議題とします。はじめに、

議案第1号 令和3年度八街市一般会計教育費予算の補正についてを議題とします。

事務局の報告をお願いします。

○教育総務課長

議案第1号 令和3年度八街市一般会計教育費予算の補正についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。令和3年12月定例議会に提出する一般会計教育費予算のうち、歳入については教育委員会関係の雑入を減額し、歳出については、人件費その他について、所要の補正を行おうとするものです。また、

12月議会では、令和4年4月1日から履行が始まる各種の契約について、債務負担行為を新たに設定いたします。

それでは、補正予算書に沿ってご説明いたしますので、別冊の議案第1号令和3年度八街市一般会計補正予算（第7号）【教育費抜粋】の4ページをご覧ください。教育費予算の補正については、補正前の額から5千972万2千円を減額し、補正後の額を23億3千611万7千円にしようとするものです。なお、項ごとの内訳については、補正予算書に記載のとおりとなっております。それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から、順を追ってその概要をご説明いたします。

#### ○スポーツ振興課長

19ページをご覧ください。22款諸収入5項雑入3目雑入につきましては、補正前の額から1千64万6千円を増額し、補正後の額を1億135万3千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。スポーツ振興課が担当する、スポーツ振興くじ助成金、169万3千円の減額につきましては、第65回八街市ピーナッツ駅伝大会を中止したことにより、同大会に係る、日本スポーツ振興センターから収入予定であった助成金について減額するものです。

#### ○教育総務課長

続きまして、歳出についてご説明いたします。

始めに、9款教育費に係る人件費の補正予算について、まとめて説明をさせていただきます。先ほど追加で配布させていただいた令和3年度一般会計12月補正予算9款教育費人件費補正の概要の1枚ものの資料をご覧ください。

教育費に係る人件費は、全体で1千455万6千円の減額しようとするものです。職員手当等及び共済費の主な減額理由は、給与改定に伴うボーナスの減によるものです。一部に共済費が増額となっている目がありますが、時間外勤務手当の増や職員の昇級等により、共済組合負担金の算定基礎額が増となったことによるものです。また、1項教育総務費2目事務局費の一般職人件費については、年度途中で指導主事1名が退職したため、例外的に給料、職員手当等及び共済費が、全て減額となっております。なお、人件費補正に関する留意事項については、資料の下段に記載のとおり、1点目が、この人件費の補正予算額が、給与改定に伴うボーナスの減額（マイナス0.15月）分等を見込んで算定した、暫定的な額であること、2点目が、本市の給与改定は、国の人事院勧告と千葉県人事委員会勧告に基づいて実施しており、国・県の実施状況に合

わせて実施することになること、3点目は、今回の人件費の補正予算額は、暫定的な額であるため、今後の状況により、額が変更となる場合があることです。

人件費に関する説明は以上です。

続きまして、人件費以外の補正予算について、ご説明いたします。補正予算書の22ページをご覧ください。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費につきましては、人件費の減額により、補正前の額から1千134万円を減額し、補正後の額を3億3千110万7千円にしようとするものです。

続きまして、2項小学校費1目学校管理費につきましては、補正前の額から698万4千円を減額し、補正後の額を1億9千7万6千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

小学校施設整備事業費31万3千円の減額は、入札の執行に伴って発生した工事請負費の残額を減額するものです。23ページ、24ページをご覧ください。次に、小学校施設維持管理費659万6千円の減額は、入札の執行に伴って発生した空調保守点検業務委託料の残額を減額するものです。

続きまして、4項幼稚園費1目幼稚園費につきましては、人件費の減額により補正前の額から61万7千円を減額し、補正後の額を1億7千199万6千円にしようとするものです。

#### ○社会教育課長

続きまして、5項社会教育費1目社会教育総務費についてご説明いたします。補正前の額から71万9千円を減額し、補正後の額を1億690万2千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。

社会教育振興費25万円の減額は、例年2月に開催している、社会教育振興大会を新型コロナウイルス感染拡大防止から記念講演を中止にし、規模を縮小して開催する予定であり、11節役務費中、手数料25万円を減額するものであります。

次に2目、公民館費についてご説明いたします。

補正前の額から2千737万5千円を減額し、補正後の額を6千737万1千円にしようとするものです。

24ページの説明欄をご覧ください。

中央公民館整備事業費2千673万円の減額は、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場として使用しており、追加接種の3回目接種が、いまだ不透明なことから年度内に大会議室照明設備改修工事の完成が見込めないこ

とから、12節委託料管理業務156万2千円及び14節工事請負費2千516万8千を減額するものであります。

なお、この工事などは来年度に実施予定であり、新年度予算に計上したところであります。

#### ○図書館長

3目図書館費につきましては、補正前の額から、35万9千円を減額し、補正後の額を、1億7千464万5千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費35万9千円の減額は、先ほどのご説明のとおりです。

#### ○スポーツ振興課長

続きまして、6項保健体育費について、ご説明いたします。

1目保健体育総務費につきましては、補正前の額から367万5千円を減額し、補正後の額を8千195万5千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費については、省略いたします。

24ページ、25ページを併せてご覧ください。ピーナッツ駅伝大会運営費、312万2千円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、第65回八街市ピーナッツ駅伝大会を中止としたことにより、大会運営費全額を減額するものです。

3目体育施設費につきましては、補正前の額から220万5千円を減額し、補正後の額を2千708万1千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

体育施設維持管理費、60万円の増額につきましては、現在、用地を賃借している大東区ゲートボール場において、関係者に確認したところ、「今後は利用しない。」とのことから、令和3年度末で用地を返還するため、返還に伴う復旧工事費を増額するものです。

体育施設整備事業費、280万5千円の減額につきましては、当初、中央グラウンド土留改修工事实施設設計業務委託料を予算計上しておりましたが、業務の委託にあたり精査を行ったところ、業務委託が不要となったため減額するものです。

4目スポーツプラザ費につきましては、補正前の額から32万2千円を減額し、補正後の額を6千559万2千円にしようとするものです。

こちらは、一般職人件費の減額です。

○学校給食センター所長

続きまして、補正予算書26ページ、5目学校給食費について、説明いたします。

5目学校給食費は、補正前の額から612万6千円を減額し、補正後の額を6億1千110万4千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費は省略します。

調理場維持管理費433万8千円の減額は、10節需用費修繕料を134万6千円増額し、14節工事請負費を568万4千円減額しようとするものです。10節修繕料につきましては、本年度上半期において修繕箇所が増加したことに伴い、今後、予算の不足が見込まれるため、不足見込額の134万6千円を増額して対応しようとするものです。14節工事請負費につきましては、第一調理場外壁改修工事の完了に伴い、一部、緊急対応が必要な工事費を残し、契約差金を減額するものです。

続きまして、調理場給食事業費、17節備品購入費161万2千円の減額は、給食用備品として、第一調理場の連続揚げ物機及び第二調理場食器洗浄システム購入の完了に伴い、一部、緊急対応が必要な機器の購入費を残し、契約差金を減額しようとするものです。

○教育総務課長

続きまして、第3表債務負担行為補正、1追加について説明いたします。10ページをご覧ください。

57番、交通誘導警備業務につきましては、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を318万5千円とするものです。この業務は、朝陽小学校のスクールバスの乗降場所付近で、児童生徒の乗降時等の警備を行うもので、年度間の継続性を維持し、4月1日から業務を始める必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

続きまして、58番、スクールバスの賃借につきましては、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を2千289万5千円とするものです。この賃借は、現在運行している朝陽小学校と二州小学校のスクーラーバスを来年度も

引き続き賃借するもので、年度間の継続性を維持し、4月1日から賃借を始める必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

次に、59番、小学校トイレ洗浄殺菌装置等の賃借につきましては、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を613万8千円とするものです。この賃借は、小学校9校に設置したトイレ洗浄殺菌装置等を賃借するもので、年度間の継続性を維持し、4月1日から賃借を始める必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

次に、60番、小中学校自家用電気工作物保安管理業務につきましては、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を246万2千円とするものです。この業務は、小中学校13校に設置した自家用電気工作物を保安管理するもので、年度間の継続性を維持し、4月1日から業務を始める必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

次に、61番、小中学校・幼稚園浄化槽維持管理業務につきましては、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を730万6千円とするものです。この業務は、小学校6校、中学校2校及び幼稚園2園に設置した浄化槽を維持管理するもので、年度間の継続性を維持し、4月1日から業務を始める必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

11ページ、12ページをご覧ください。

次に、62番、小中学校・幼稚園貯水槽維持管理業務につきましては、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を510万円とするものです。この業務は、小中学校13校及び川上幼稚園に設置した貯水槽を維持管理するもので、年度間の継続性を維持し、4月1日から業務を始める必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

次に、63番、小中学校・幼稚園消防設備保守点検業務につきましては、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を259万6千円とするものです。この業務は、小中学校13校及び幼稚園3園に設置した消防設備を保守点検するもので、年度間の継続性を維持し、4月1日から業務を始める必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

○学校教育課主幹

続いて、64番、小中学校・幼稚園飲料水水質検査手数料につきましては、毎年実施している水質検査であり、年度間の継続性を維持し、4月当初から業務を実施するため、債務負担行為を追加するものです。期間は令和3年度から令和4年度までで、131万1千円を限度額とするものです。

○社会教育課長

次に、65番、社会教育施設自家用電気工作物保安管理業務について、ご

説明いたします。

期間は、令和3年度から令和4年度までの1年間で限度額を35万7千円とするものです。これは、中央公民館、図書館の自家用電気工作物の保安管理を実施するにあたり、年度間の継続性を維持するには、4月1日から業務を開始する必要があるため、債務負担行為とするものであります。

次に、66番、中央公民館消防設備保守点検業務についてご説明いたします。期間は、令和3年度から令和4年度までの1年間で限度額を23万円とするものです。これは、中央公民館消防設備の保守点検を実施するにあたり、年度間の継続性を維持するには、4月1日から業務を開始する必要があるため、債務負担行為とするものです。

次に、67番、中央公民館及び図書館AEDの賃借についてご説明いたします。期間は、令和3年度から令和6年までで限度額を43万6千円とするものです。これは、中央公民館、図書館にAEDを設置するにあたり、4月1日から配置するには年度前に手続きを完了する必要があるため、債務負担行為とするものです。

#### ○図書館長

続きまして、68番、図書館消防設備保守点検業務につきましては、設定期間を、令和3年度から令和4年度まで、限度額を、38万5千円とするものです。これは、図書館消防設備の保守点検を実施するにあたり、年度間の継続性を維持するには、4月1日から業務を開始する必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

#### ○スポーツ振興課長

続きまして、69番、市営グラウンド自家用電気工作物保安管理業務につきましては、中央グラウンド及び南部グラウンドで使用している受電設備の保安管理業務で、期間は、令和3年度から4年度まで、限度額は36万3千円でございます。

次に、70番、市営グラウンド等緑地維持管理業務ですが、申し訳ありませんが、一カ所、訂正をお願いいたします。限度額500万円と記載しておりますが、こちらを546万8千円に訂正をお願いいたします。この業務は、市営グラウンド及びサッカー場などの緑地の維持管理業務で、期間は、令和3年度から4年度まで、限度額は546万8千円でございます。

次に、71番、スポーツプラザ浄化槽維持管理業務につきましては、スポーツプラザ内に設置してあります浄化槽の維持管理業務で、期間は、令和3年度から4年度まで、限度額は49万3千円でございます。12ページをご

覧ください。

次に、72番、スポーツプラザ自家用電気工作物保安管理業務につきましては、スポーツプラザで使用している受電設備の保安管理業務で、期間は、令和3年度から4年度まで、限度額は27万4千円でございます。これらの業務は、いずれも年度当初からの契約が必要なことから、債務負担行為の設定を行うものです。

○学校給食センター所長

続きまして、73番、給食センター廃水処理施設維持管理業務は、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を258万5千円、74番、給食センター自家用電気工作物保安管理業務は、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を34万9千円、75番、給食センターボイラー保守点検業務は、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を215万4千円、76番、学校給食配送業務は、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を2千613万6千円、77番、学校給食残さ処分業務は、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を250万8千円、78番、学校給食残さ収集運搬業務は、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を517万円とするもので、いずれも、令和4年4月1日から業務を開始する必要があるため、予め債務負担行為を設定しようとするものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【質疑応答】

○教育長

ただいま、教育費予算の補正について、各担当課長より説明がありありましたが、これにつきまして、ご質問等のある委員は発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第1号について、可決することに決定いたしました。

(3) 報告事項

次に(3)報告事項を議題とします。

第1号報告 八街市学校給食用物資納入業者登録要綱の告示について事務局の報告をお願いします。

○学校給食センター所長

第1号報告八街市学校給食用物資納入業者登録要綱について、説明いたしま

す。資料は、3ページと、第1号報告の別添資料をご覧ください。

はじめに、差し替え後の資料3ページの第1号報告、八街市学校給食用物資納入業者登録要綱の告示についてです。

八街市は、八街市学校給食用物資納入業者登録要綱について、別紙のとおり定めることを報告します。というものです。

内容につきまして、若干説明いたします。

学校給食は、学校給食法に掲げる目標達成のため、学校教育の一環として提供するものであり、給食用食材には、常に安全・安心な品質の確保と安定供給が求められております。現在、給食センターでは、栄養士が1か月ごとに作成した献立計画に基づき、毎月、見積合わせを実施して納入業者を決定しておりますが、品目によっては、一度の使用量が少ない食材や季節物で使用頻度が極めて少ない食材もあり、この場合、納入業者が限定される例もあります。

そこで、食材品質の安全性及び納入の安定性を確保しつつ、納入業者を拡充し、給食献立の更なる充実を図ることを目的として、給食用物資納入業者登録制度を創設するため、現在、別添資料のとおり、要綱を定めるための事務を進めております。また、この制度により、食材納入業者間の競争性を高めるとともに、納入業者の選定に係る透明性の確保が期待されるものと考えております。

別添資料をご覧ください。これは、要綱の告示文書の案でございます。要綱の条文につきましては、去る11月10日に庁内の法令審査委員会の審査を受けた段階のものとなっております。以下、要綱の条文に沿って説明いたします。

第1条は、要綱制定の趣旨として、学校給食の安定かつ安全安心な提供を確保するため必要な事項を定めることとしております。

第2条は、登録の対象者として、第1号から第6号までの要件をすべて備える業者を対象とするものであることを明記しました。

第3条は、登録の申請方法として、登録を希望する業者による申請方法及び添付書類を記載しました。

第4条は、登録の決定として、申請内容を審査した後に登録の可否を決定する通知書を交付することを記載しました。

第5条は、登録の有効期間について、市長が別に定めることとしており、有効期間については、2年間として実施する予定でおります。

第6条は、登録の変更等として、登録内容に変更が生じたときや、営業を廃止又は休止したときは届けを提出することを記載しました。

第7条は、補則として、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めることとし、詳細については、別途、申請要領を作成して配布するこ

ととしております。

附則としまして、この告示は、公示の日から施行することとしております。次頁以降は、申請等で使用する様式となっております。

要綱の内容につきましては以上ですが、先の法令審査委員会におきまして、一部の事項について、さらなる検討が必要であるとの指摘がありました。そのため、今後、さらに制度の内容及び関連する一連の事務の実施方法を精査し、再度審査を受けた上で、登録制度を創設する予定でおりますことを報告いたします。

また、本日お示ししました要綱の一部につきましては、今後、追加や修正の可能性があるので、最終的に決定され、告示が完了次第、再度、委員の皆様へ報告する予定でおります。

以上です。

○教育長

ただいまの事務局の報告に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質問がなければ、本日の議題については、終了といたします。

## 5. その他

### (1) 各課等からの伝達事項

○教育長

全体をとおしてご質問等ありませんか。

○委員

年間行事予定で12月24日に、教育総合会議を予定していたと思いますが、本年度の予定を確認したいのですが。

○教育総務課長

現在、令和4年2月に開催するよう日程を調整しております。決定次第ご報告させていただきます。

○委員

就学旅行を実施されている学校が多くあるようですが、どの方面に行かれているのかわかる範囲でお願いします。

○学校教育課主幹

中学校については、例年、京都、奈良方面で実施しておりましたが、近場に変更し、八街中学校、八街南中学校が信州方面に1泊で実施しております。八街中央中学校については、鴨川方面、八街北中学校は、日光方面で1泊で実施予定です。

小学校については、学校規模により県内や鎌倉方面に日帰り、1泊にて実施しており、すべての市内小中学校で修学旅行の実施を行います。

○教育長

他にご質問等ありますか。

他にないようであれば以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

閉会します。

(別紙)

教育長報告

令和3年10月13日～11月17日

日付	曜日	時間	場所	内容
10/13	水	14:00	第1会議室	第2回八街市交通安全対策会議
〃	〃	15:00	朝陽小学校	教頭会
10/14	木	13:30	八街中央中学校	第3回心身障害児童・生徒教育支援委員会
10/15	金	11:00	特別会議室	里見紗李奈選手表彰
10/16	土	13:00	八街中央中学校	高校進路説明会「未来への扉を開こう」
10/19	火	10:00	佐倉市岩名運動公園	印旛郡市中学校駅伝競走大会激励
10/20	水	9:10	第1会議室	部課長会議
10/21	木	AM	交進小学校・八街北小学校	教育長学校訪問
〃	〃	13:30	特別会議室	第2回行財政改革推進本部会議
10/25	月	AM	笹引小学校・実住小学校	教育長学校訪問
10/26	火	9:30	多古コミュニティセンター	教育長・校長合同会議
〃	〃	15:30	特別会議室	納税啓発ポスター表彰式
10/27	水	AM	川上小学校・八街中央中学校	教育長学校訪問
10/28	木	AM	八街北中学校・朝陽小学校	教育長学校訪問
11/1	月	9:10	第1会議室	庁議
11/2	火	12:00	八街南中学校・二州小学校	教育センター指定公開研究会
11/4	木	終日	八街中学校・八街東小学校	教育事務所長学校訪問
11/8	月	AM	八街南中学校・二州小学校	教育長学校訪問
11/9	火	13:15	実住小学校	校長会
11/11	木	15:30	リモート	校長会
11/12	金	14:00	印旛合同庁舎	令和3年度第3回印教連定例常任委員会
〃	〃	15:00	〃	令和3年度第3回教育長会議
11/14	日	10:30	図書館	ジュニア司書認定式
11/15	月	10:00	佐倉市文化財センター	印旛郡市文化財センター理事会
11/16	火	15:00	実住小学校	教頭会